

社会福祉法人 恵林

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日までの 2年間

2. 目標と取組内容・実施時期目標

職員の超過勤務時間の削減の推進。
目標：個人別の月間残業時間が20時間を超える回数の前年度比 10%減を目指す。

<実施時期・取組内容>

- 令和6年 4月 当該計画の掲示開始。
- 令和6年 4月 ICT を活用した建設業務の削減、介護・看護業務の効率向上についての検討開始。
- 令和6年10月 具体的なICT活用開始、介護業務の効率向上策の実施。
- 令和6年12月 効果検証、及び問題点の検証、対策